

## 大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

大磯町職員の特殊勤務手当に関する条例（昭和40年大磯町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の1号を加える。

(3) 災害復旧等従事手当

第6条を第7条とし、第5条を第6条とし、第4条の次に次の1条を加える。

(災害復旧等従事手当)

第5条 災害復旧等従事手当は、職員が異常な自然現象又は大規模な事故により重大な災害が発生した県外の被災自治体において行う災害対応に係る業務に従事したときに支給する。

2 前項の手当の額は、業務に従事した日1日につき、3,480円とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

令和6年6月4日提出

大磯町長 池田 東一郎